

砥 部 町 議 会
平成 1 7 年 第 1 回 臨 時 会
会 議 録

平成17年第1回臨時会（第1日） 会議録

招集年月日	平成17年2月15日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成17年2月15日 午前9時 議長宣告	
応招議員	1 番 山口元之 2 番 政岡洋三郎 3 番 西岡章一 4 番 土居美智子 5 番 中村 茂 6 番 西村良彰 7 番 井上洋一 8 番 樋口泰幸 9 番 栗林政伸 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 大野和博 13 番 中島博志 14 番 田室博志 15 番 平岡文男 16 番 山本典男 17 番 玉井啓補 18 番 三谷喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の18名	
欠席議員	なし	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職、 氏名	町 長 中村剛志 総務課長 柳田 穫 会計室長 明賀 徹 監理財政課長 松下行吉 住民サービス課長 山口保子 生きがい推進課長 松村昇二 学校教育課長 大西 潤 広田支所長 上岡洋一 商工観光課長 西崎 悟 建設課長 萬代喜正 水道課長 辻 充則	教育長 佐野弘明 総務課長 佐川秀紀 企画課長 藤田正純 税務課長 相田由紀夫 民生こども課長 正岡修平 健康づくり課長 佐野恵美 生涯学習課長 大野哲郎 環境保全課長 日浦昭二 農林課長 大内久利 下水道課長 東岡秀樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
議員の指名	1 番 山 口 元 之 2 番 政 岡 洋三郎	

平成17年第1回砥部町議会臨時会（第1日）

平成17年2月15日（火）

午前9時00分開会

○**議会事務担当課長（原田公夫君）** 本臨時議会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員のうち玉井議員が年長者でございますので、ご紹介いたします。どうぞ、よろしくお願ひいたします。玉井議員、議長席にお着き願ひます。

○**臨時議長（玉井啓補君）** ただいま紹介されました玉井です。地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長職務を行います。どうぞご協力のほどよろしくお願ひいたします。ただ今から、平成17年第1回砥部町議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。議事進行につきましては、砥部町議会会議規則がまだ制定されておられませんので、それまでは発議第1号で提案される砥部町議会会議規則案により進行させていただきます。これにご異議ございませぬか。

【「異議なし」の声あり】

○**臨時議長（玉井啓補君）** 異議なしと認めます。よって、これより議事の進行については、砥部町議会会議規則案により進行させていただきます。

~~~~~

### 日程第1 仮議席の指定

○**臨時議長（玉井啓補君）** 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。町長より招集のあいさつがあります。中村町長。

○**町長（中村剛志君）** 臨時会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。新しい砥部町の船出の年、議員の皆様とともに先の選挙におきまして、町民の皆様の温かいご指示をいただきましたことは新砥部町第1期目の町政を担うものとして誠に光栄であり、言葉には表せない感激を覚えております。同時に、新しい砥部町が一回り大きくなってスタートできましたことは、議員の皆様を始め両町村民の皆様のご尽力のお陰であり、あらためて衷心より感謝を申し上げます。私としましても町民の皆様がより幸せに暮らせるよう、決意も新たに一生懸命町政運営に邁進する所存であります。どうか議員の皆様におかれましては、一層のご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日は新町になって最初の臨時会でございます。議員の皆様にとりましても初議会になりますが、首尾よく新体制を整えていただき、町民の皆様の付託に応えながら円滑に町政が運営できますよう、よろしくお願ひを申し上げます。本来なら新町最初の議会でありますので、就任にあたり町政運営の決意を述べるところでございますが、3月の定例会を20日余り後に控えており、その際に詳しく述べさせていただきたいと思ひます。ただ、私の政治理念であります公正、公平、平等、町民の皆様はお客様であり株主であるという基本姿勢はなんら変わるところはございませぬ。新町の町づくりにお

きましても、このことを基本に町政を運営してまいりたいと考えておりますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて本臨時会におきましては、専決処分に係る承認案件等80件を超える事項についてご審議をいただくわけですが、いずれも詳細ご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（玉井啓補君） 町長よりの招集挨拶が終わりましたので、ここでしばらく休憩いたします。休憩時間を利用して全員協議会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

午前 9時05分 休憩  
午後 1時27分 再開



## 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（玉井啓補君） それでは再開いたします。日程第2、議長の選挙を行います。おはかりいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○臨時議長（玉井啓補君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。おはかりいたします。指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思っておりますが、この件につきましてご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○臨時議長（玉井啓補君） 異議なしと認めます。よって臨時議長が指名することに決定いたしました。議長に田室博志君を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま臨時議長が指名しました田室博志君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○臨時議長（玉井啓補君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田室博志君が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました田室博志君が議場におられます。会議規則案第33条第2項の規定により、当選の告知をします。田室議長にご挨拶をお願いします。

○議長（田室博志君） 一言、議長就任のごあいさつを申し上げます。ただいまの議長選挙におきまして、議員各位に多数のご推挙によりまして、新砥部町初代議長に選出賜りました。誠に光栄であり、衷心よりお礼申し上げます。それと同時に地方分権が名実ともに実行の段階に入り、地方の権限と責任が拡大していく中、意思決定機関である議会の役割も一段と重要さを増してきている事を考えますとき、議長職の重責を痛感しております。もとより微力ではございますが、議会が町民の皆様の負託に応えることがで

きるよう、円滑な議会運営と活性化に最善をつくしてまいり所存でございます。現在日本は大きな変化をとげる転換期にあります。本町は1月1日に合併し、新しくスタートをきったところでございますが、本町を取り巻く状況も大変厳しいものがございませけれども、よりよき新砥部町のまちづくりのために一生懸命努力をしてみたいと考えております。議会に与えられた権限、機能を最高に生かしながら、公平にしてかつ公正に信義に満ちた議会運営に努力をしてみり所存でございますので、議員の皆様方の今後より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、中村町長をはじめといたしまして、町職員、管理職の皆様方にもご指導を賜りますことを心からお願いを申し上げます、議長就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長（玉井啓補君） これにて臨時議長の職務は、全部終了いたしました。不慣れた臨時議長でございましたが、みなさんのご協力誠にありがとうございます。それでは田室議長、議長席にお着き願います。

~~~~~  
追加日程第1 議席の指定

○議長（田室博志君） 追加議事日程は、お手元に配布のとおりです。追加日程第1、議席の指定を行ないませ。議席は、会議規則案第4条第1項の規定により、ただいまご着席のとおり指定します。

~~~~~  
**追加日程第2 会議録署名議員の指名**

○議長（田室博志君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則案第118条の規定により、1番 山口元之君、2番 政岡洋三郎君を指名します。

~~~~~  
追加日程第3 会期の決定

○議長（田室博志君） 追加日程第3、会期の決定を議題にします。

おはかりします。本臨時会の会期は、本日から2月16日までの2日間にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めませ。よって会期は、本日から2月16日までの2日間に決定しました。

~~~~~  
**追加日程第4 副議長の選挙**

○議長（田室博志君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

おはかりします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定しました。副議長に中島博志君を指名します。

おはかりします。ただいま、議長が指名しました中島博志君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よってただいま指名しました中島博志君が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました中島博志君が議場におられます。会議規則案第33条第2項の規定により、当選の告知をします。中島博志君に、副議長にご挨拶をお願いします。

○副議長（中島博志君） 副議長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。このたびの議員皆様方のご推挙によりまして、副議長の要職に就任させていただくことになりました。大変名誉なことであり、感激いたしているところでございます。同時にまた、責任の重大さを痛感しているところでございます。皆様方には今後ともご指導とご助言をいただきながら名誉ある席を汚さずに、その職責を全うするよう最大の努力をいたしたいと決意しているしだいであります。この上とも、ご協力、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

~~~~~

追加日程第5 発議第1号 砥部町議会会議規則の制定について

追加日程第6 発議第2号 砥部町議会委員会条例の制定について

追加日程第7 発議第3号 砥部町議会傍聴規則の制定について

追加日程第8 発議第4号 砥部町議会事務局設置条例の制定について

（趣旨説明、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志君） 追加日程第5、発議第1号から追加日程第8、発議第4号までの議会に関する条例、規則の制定についての4件を一括議題とします。本案について趣旨説明を求めます。山口元之君。

○1番（山口元之君） 発議第1号、砥部町議会会議規則の制定について。砥部町議会会議規則案を別紙のとおり提出する。平成17年2月15日。提出者 砥部町議会議員 山口元之。賛成者 砥部町議会議員 政岡洋三郎。同 西岡章一。提案理由、地方自治法第120条の規定により砥部町議会会議規則を制定するものである。

○議長（田室博志君） 土居美智子君。

○4番（土居美智子君） 発議第2号、砥部町議会委員会条例の制定について。砥部町議会委員会条例案を別紙のとおり提出する。平成17年2月15日。提出者 砥部町議会議員 土居美智子。賛成者 砥部町議会議員 中村茂。同じく西村良彰。提案理由、地方自治法第109条第1項の規定により砥部町議会委員会条例を制定するものである。

○議長（田室博志君） 井上洋一君。

○7番（井上洋一君） 発議第3号、砥部町議会傍聴規則の制定について。砥部町議会傍聴規則案を別紙のとおり提出する。平成17年2月15日。提出者 砥部町議会議員 井上洋一。賛成者 砥部町議会議員 樋口泰幸。同上栗林政伸。提案理由、地方自治法第130条第3項の規定により砥部町議会傍聴規則を制定するものである。

○議長（田室博志君） 土居英昭君。

○10番（土居英昭君） 発議第4号、砥部町議会事務局設置条例の制定について。砥部町議会事務局設置条例案を別紙のとおり提出する。平成17年2月15日。提出者 砥部町議会議員 土居英昭。賛成者 砥部町議会議員 宮内光久、同上大野和博。提案理由、地方自治法第138条第2項の規定により砥部町議会事務局設置条例を制定するものである。以上でございます。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

【質疑なし】

○議長（田室博志君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

【討論なし】

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

発議第1号から発議第4号までの議会に関する条例、規則の制定についての4件を一括採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって発議第1号から発議第4号までの議会に関する条例、規則の制定についての4件は、原案のとおり可決されました。ただいま可決いたしました議案の公布手続等のため休憩いたします。なお、休憩時間を利用して、全員協議会を開催いたします。

午後 1時43分 休憩

午後 2時18分 再開

~~~~~

#### 追加日程第9 常任委員の選任

○議長（田室博志君） 再開します。追加日程第9、常任委員の選任を行います。

おはかりします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって常任委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行って下さい。また委員会終了後、全員協議会を開催いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 4時14分 再開

○議長（田室博志君） 再開します。互選結果の報告をします。休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告します。総務文教常任委員会委員長に玉井啓補君、副委員長に土居美智子君。厚生常任委員会委員長に西村良彰君、副委員長に中村茂君。産業建設常任委員会委員長に三谷喜好君、副委員長に樋口泰幸君。以上のとおり互選された旨の報告がありました。今後、ご協力の程よろしく申し上げます。

~~~~~

追加日程第10 議会運営委員の選任

○議長（田室博志君） 追加日程第10、議会運営委員の選任を行います。

おはかりします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議会運営委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第11 特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（田室博志君） 追加日程第11、特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

おはかりします。下水道整備事業については、18人の委員で構成する下水道整備特別委員会を設置し、これに付託して審査し、議会広報の調査研究については、5人の委員で構成する議会広報調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって下水道整備事業については、18人の委員で構成する下水道整備特別委員会を設置し、これに付託して審査し、議会広報



の調査研究については、5人の委員で構成する議会広報調査特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。ただいま設置されました下水道整備特別委員会委員及び議会広報調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によりお手元に配布の名簿のとおり指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって、下水道整備特別委員会の委員及び議会広報調査特別委員会の委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。ここで、しばらく休憩します。休憩時間を利用して、議会運営委員会、下水道整備特別委員会、議会広報調査特別委員会の順で、それぞれの委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行って下さい。

午後4時17分 休憩

午後4時45分 再開

○議長（田室博志君） 再開します。本日の会議時間は議事の都合によりまして延長をいたします。しばらく休憩をいたします。しばらく休憩ということでやらさせていただきます。よろしくお願ひします。

午後4時47分 休憩

午後5時35分 再開

○議長（田室博志君） 再開します。互選結果の報告をします。休憩中に議会運営委員会、下水道整備特別委員会及び議会広報調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告します。議会運営委員会委員長に平岡文男君、副委員長に栗林政伸君。下水道整備特別委員会委員長に土居英昭君。副委員長に西村良彰君。議会広報調査特別委員会委員長に中村茂君。副委員長に土居美智子君。以上のとおり互選された旨の報告がありました。今後、ご協力の程よろしくお願ひします。

~~~~~  
追加日程第12 伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙

○議長（田室博志君） 追加日程第12、伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行うこ

とに決定しました。

おはかりします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定しました。伊予郡養護老人ホーム組合議会議員に西村良彰君、中村茂君、栗林政伸君を指名します。

おはかりします。ただいま、議長が指名しました西村良彰君、中村茂君、栗林政伸君を伊予郡養護老人ホーム組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました西村良彰君、中村茂君、栗林政伸君が伊予郡養護老人ホーム組合議会議員に当選されました。ただいま、伊予消防等事務組合議会議員に当選されました西村良彰君、中村茂君、栗林政伸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

~~~~~

### 追加日程第13 伊予市外二町共有物組合議会議員の選挙

○議長（田室博志君） 追加日程第13、伊予市外二町共有物組合議会議員の選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

おはかりします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定しました。伊予市外二町共有物組合議会議員に山口元之君、政岡洋三郎君、井上洋一君、栗林政伸君、土居英昭君、橋本敏彦君を指名します。

おはかりします。ただいま、議長が指名しました山口元之君、政岡洋三郎君、井上洋一君、栗林政伸君、土居英昭君、橋本敏彦君を伊予市外二町共有物組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました山口元之君、政岡洋三郎君、井上洋一君、栗林政伸君、土居英昭君、橋本敏彦君が伊予市外二町共有物組合議会議員に当選されました。ただいま、伊予市外二町共有物組合議会議員に

当選されました山口元之君、政岡洋三郎君、井上洋一君、栗林政伸君、土居英昭君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

~~~~~

追加日程第14 伊予消防等事務組合議会議員の選挙

○議長（田室博志君） 追加日程第14、伊予消防等事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

おはかりします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定しました。伊予消防等事務組合議会議員に樋口泰幸君、中島博志君、三谷喜好君を指名します。おはかりします。ただいま、議長が指名しました樋口泰幸君、中島博志君、三谷喜好君を伊予消防等事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました樋口泰幸君、中島博志君、三谷喜好君が伊予消防等事務組合議会議員に当選されました。ただいま、伊予消防等事務組合議会議員に当選されました樋口泰幸君、中島博志君、三谷喜好君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

~~~~~

#### 追加日程第15 内山衛生事務組合議会議員の選挙

○議長（田室博志君） 追加日程第15、内山衛生事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

おはかりします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定しまし

た。内山衛生事務組合議会議員に西村良彰君を指名します。

おはかりします。ただいま、議長が指名しました西村良彰君を内山衛生事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました西村良彰君が内山衛生事務組合議会議員に当選されました。ただいま、内山衛生事務組合議会議員に当選されました西村良彰君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

~~~~~

追加日程第16 砥部町土地開発公社役員の選任

○議長（田室博志君） 追加日程第16、砥部町土地開発公社役員の選任について報告します。砥部町土地開発公社の理事に大野和博君、西岡章一君、宮内光久君、中村茂君、監事に西村良彰君を選任しました。以上で本日の日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 5時43分 散会

平成17年第1回臨時会（第2日） 会議録

招集年月日	平成17年2月16日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成17年2月16日 午前9時 議長宣告	
応招議員	1 番 山口元之 2 番 政岡洋三郎 3 番 西岡章一 4 番 土居美智子 5 番 中村 茂 6 番 西村良彰 7 番 井上洋一 8 番 樋口泰幸 9 番 栗林政伸 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 大野和博 13 番 中島博志 14 番 田室博志 15 番 平岡文男 16 番 山本典男 17 番 玉井啓補 18 番 三谷喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の18名	
欠席議員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職、氏名	町 長 中村剛志 教育長 佐野弘明 総務課長 柳田 穫 総務課長 佐川秀紀 会計室長 明賀 徹 企画課長 藤田正純 監理財政課長 松下行吉 税務課長 相田由紀夫 住民サービス課長 山口保子 民生こども課長 正岡修平 生きがい推進課長 松村昇二 健康づくり課長 佐野恵美 学校教育課長 大西 潤 生涯学習課長 大野哲郎 広田支所長 上岡洋一 環境保全課長 日浦昭二 商工観光課長 西崎 悟 農林課長 大内久利 建設課長 萬代喜正 下水道課長 東岡秀樹 水道課長 辻 充則	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
議員の指名	1 番 山 口 元 之 2 番 政 岡 洋三郎	

平成17年第1回砥部町議会臨時会（第2日）

平成17年2月16日（水）

午前9時00分開会

○議長（田室博志君） これから本日の会議を開きます。

~~~~~

|         |        |               |
|---------|--------|---------------|
| 追加日程第1  | 承認第1号  | 専決第1号の承認について  |
| 追加日程第2  | 承認第2号  | 専決第2号の承認について  |
| 追加日程第3  | 承認第3号  | 専決第3号の承認について  |
| 追加日程第4  | 承認第4号  | 専決第4号の承認について  |
| 追加日程第5  | 承認第5号  | 専決第5号の承認について  |
| 追加日程第6  | 承認第6号  | 専決第6号の承認について  |
| 追加日程第7  | 承認第7号  | 専決第7号の承認について  |
| 追加日程第8  | 承認第8号  | 専決第8号の承認について  |
| 追加日程第9  | 承認第9号  | 専決第9号の承認について  |
| 追加日程第10 | 承認第10号 | 専決第10号の承認について |
| 追加日程第11 | 承認第11号 | 専決第11号の承認について |
| 追加日程第12 | 承認第12号 | 専決第12号の承認について |
| 追加日程第13 | 承認第13号 | 専決第13号の承認について |
| 追加日程第14 | 承認第14号 | 専決第23号の承認について |
| 追加日程第15 | 承認第15号 | 専決第26号の承認について |
| 追加日程第16 | 承認第16号 | 専決第14号の承認について |
| 追加日程第17 | 承認第17号 | 専決第15号の承認について |
| 追加日程第18 | 承認第18号 | 専決第16号の承認について |
| 追加日程第19 | 承認第19号 | 専決第17号の承認について |
| 追加日程第20 | 承認第20号 | 専決第18号の承認について |
| 追加日程第21 | 承認第21号 | 専決第19号の承認について |
| 追加日程第22 | 承認第22号 | 専決第20号の承認について |
| 追加日程第23 | 承認第23号 | 専決第21号の承認について |
| 追加日程第24 | 承認第24号 | 専決第22号の承認について |
| 追加日程第25 | 承認第25号 | 専決第24号の承認について |
| 追加日程第26 | 承認第26号 | 専決第25号の承認について |
| 追加日程第27 | 承認第27号 | 専決第27号の承認について |
| 追加日程第28 | 承認第28号 | 専決第28号の承認について |
| 追加日程第29 | 承認第29号 | 専決第29号の承認について |
| 追加日程第30 | 承認第30号 | 専決第30号の承認について |
| 追加日程第31 | 承認第31号 | 専決第31号の承認について |
| 追加日程第32 | 承認第32号 | 専決第32号の承認について |
| 追加日程第33 | 承認第33号 | 専決第33号の承認について |

追加日程第34 承認第34号 専決第34号の承認について  
 追加日程第35 承認第35号 専決第35号の承認について  
 追加日程第36 承認第36号 専決第36号の承認について  
 追加日程第37 承認第37号 専決第37号の承認について  
 追加日程第38 承認第38号 専決第38号の承認について  
 追加日程第39 承認第39号 専決第39号の承認について  
 追加日程第40 承認第40号 専決第40号の承認について  
 追加日程第41 承認第41号 専決第41号の承認について  
 追加日程第42 承認第42号 専決第42号の承認について  
 追加日程第43 承認第43号 専決第43号の承認について

(提案理由説明、質疑、討論、採択)

○議長（田室博志君） 追加日程第1、承認第1号から追加日程第43、承認第43号までの専決処分の承認についての43件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。柳田総務課長。

○総務課長（柳田稯君） 承認第1号につきまして説明をさせていただきます。専決処分第1号の承認について地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。平成17年2月16日、砥部町長 中村剛志。1ページめくっていただきまして、専決第1号砥部町条例の制定につきまして、17年1月1日職務執行者において専決処分をしております。その内容は条例第1号砥部町役場の位置を定める条例以下、条例第153号砥部町消防団条例まで砥部町、旧砥部町広田村合併協議会において協議してまいりましたとおり、例規の統合を図り新砥部町の条例として新たに制定をしております。それぞれその内容につきましては、先にお手元にお配りしております例規集のとおりでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（田室博志君） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉君） 失礼します。追加日程第2から追加日程第13までまとめてご説明させていただきます。まず、新設合併に伴う予算につきましては、地方自治法施行令第2条の規定により議会の議決を経て予算が成立するまで、職務執行者が暫定予算を調整し、執行することとなっております。この暫定予算は、議会で予算が成立した時点で、その効力を失い、暫定予算に基づく支出は当該本予算に基づく支出または債務負担とみなされることとなります。あとで説明いたします、16年度本予算が、暫定予算を包み込む形になります。暫定予算は大まかに見ますと、本予算の9割程度を予算化しております。まず専決処分第2号でございますが、一般会計予算の暫定予算でございます。歳入歳出28億1,728万5千円となっております。続きまして承認第3号専決処分第3号の承認についてでございますが、これは国民健康保険事業特別会計暫定予算でございます。歳入歳出5億5,502万円となっております。続きまして承認第4号、専決処分第4号の承認についてでございますが、老人保健特別会計暫定予算となっております。歳入予算、あ一、歳入歳出予算6億110万8千円でございます。続きまして専決処分第5号でございますが、介護保険事業

特別会計暫定予算となっております。歳入歳出4億4,067万8千円でございます。続きまして専決処分第5号介護保険事業特別会計暫定予算でございますが、歳入歳出4億4,067万8千円となっております。次に専決処分第6号梅野奨学資金特別会計暫定予算でございますが、歳入歳出予算64万8千円でございます。よろしいでしょうか。続きまして専決処分第7号でございますが、奨学資金特別会計暫定予算でございます。歳入歳出1万円でございます。続きまして専決処分第8号でございますが、とべの館特別会計暫定予算でございます。歳入歳出1,492万5千円としております。続きましてとべ温泉特別会計暫定予算は、歳入歳出1,596万7千円でございます。失礼しました、専決処分第9号でございます。続きまして専決処分第10号土地取得特別会計暫定予算歳入歳出1万5千円でございます。続きまして専決処分第11号農業集落排水特別会計暫定予算でございますが、歳入歳出1億3,282万9千円計上しております。続きまして専決処分第12号浄化槽特別会計暫定予算につきましては、歳入歳出2,955万1千円を計上しております。最後でございますが、専決処分第13号水道事業会計暫定予算は収益的支出、資本的支出、合計1億4,463万5千円となっております。以上、12の会計につきまして暫定予算を含んで執行いたしております。細部につきましては、あとから説明に入ります各会計の本予算の内容と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。以上でございます。

○議長（田室博志君） 柳田総務課長。

○総務課長（柳田稜君） 続きまして。承認第14号から43号まで一括して説明をさせていただきます。いずれも1月1日新町発足に伴いまして、施行の必要があり、職務執行者において専決処分をしたものでございます。

まず承認第14号専決処分第23号についてでございますが、これは砥部町指定金融機関の指定についてでございます。旧砥部町と同様指定し、金融機関をえひめ中央農業協同組合、位置が松山市千舟町8丁目128番地1。取り扱う事務の範囲が砥部町の公金の収納及び支払事務ということで指定をさせていただきます。

続きまして承認第15号でございますが、専決処分第26号といたしまして、公平委員会への事務の委託につきまして、新砥部町として改めて愛媛県との間で公平委員会の事務の委託を契約するものでございます。

続きまして承認第16号専決処分第14号の承認につきましては、愛媛県市町村退職手当組合への加入でございますが、新砥部町として新たに加入するものでございます。

続きまして承認第17号でございますが、専決処分第15号といたしまして愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合へ新砥部町として加入するものでございます。

続きまして承認第18号、専決処分第16号の承認についてでございますが、愛媛県市町村交通災害共済組合へ新砥部町として加入をするものでございます。

続きまして承認第19号専決処分第17号の承認につきましては、愛媛県自治会館管理組合への新砥部町としての加入についてでございます。

続きまして承認第20号専決処分第18号の承認につきましては愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合への砥部町としての新規加入でございます。

次の承認第21号専決処分第19号の承認につきましては、松山広域福祉事務組合



への加入に係ります専決処分でございます。

続きまして承認第22号専決処分第20号でございますが、松山衛生事務組合へ新砥部町として加入するものでございます。

続きまして承認第23号専決処分第21号の承認につきましては、松山地区広域市町村圏協議会への加入に関する専決処分でございます。

続きまして承認第25号専決処分第24号の承認につきましては、大洲・喜多衛生事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更につきまして、17年1月11日から大洲・喜多衛生事務組合を大洲市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするために専決処分するものでございます。

続きまして承認第27号専決処分第27号の愛媛県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少につきまして、17年の1月10日をもって長浜町、肱川町及び河辺村が自治会館から脱退するというので専決処分をしております。

続きまして承認第28号専決処分第28号の承認につきましては、同様、大洲市、長浜町と肱川町、河辺村が大洲市と合併することにより脱退するというので愛媛県自治会館管理組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について専決処分をしたものでございます。

承認第29号専決処分第29号につきましても、大洲市、長浜町、肱川町、河辺村の合併に伴うもので、愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少について専決処分をしたものでございます。

次の承認第30号専決処分第30号の承認につきましては、これも新大洲市の誕生に伴うものでございまして、愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組織規約の変更について専決処分したものでございます。

承認第31号専決処分第31号の承認につきましても長浜町、肱川町、河辺村を愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約につきまして変更をしたものでございます。承認第32号専決処分第32号の承認につきましては、長浜、肱川、河辺村が消滅するに伴いまして、愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について専決したものでございます。

承認第33号専決処分第33号の承認につきましても17年1月11日をもって、長浜町、肱川町及び河辺村が消滅をいたしました。それに伴いまして、愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について専決処分をいたしましたものでございます。

承認第34号につきましては、17年の1月15日をもって朝倉村、玉川町、波方、大西、菊間、吉海、宮窪、伯方、上浦、大三島、関前村が消滅したことに伴いまして、愛媛県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数が減少したものでございまして、これを専決処分したものでございます。

承認第35号専決処分第35号の承認につきましても、先程の11町村が減少したことに伴いまして、愛媛県自治会館管理組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分につきまして専決をいたしましたものでございます。

続きまして承認第36号につきましても11町村の消滅に伴いまして、愛媛県消防

団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う組合規約の変更につきまして専決で処分をしたものでございます。

続きまして承認第37号専決処分第37号の承認につきましてでございますが、先程の朝倉以下11町村が消滅したことに伴いまして、愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分につきまして専決処分をしたものでございます。

続きまして承認第38号専決処分第38号の承認につきましても新今治市の誕生によりまして11の市町村が減少ということで愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う組合規約の変更について専決処分をいたしたものでございます。

続きまして承認第39号専決処分第39号の承認につきましても、新今治市誕生により11の町村が消滅したため、愛媛県市町村職員退職組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について専決処分をしたものでございます。

続きまして承認第40号専決処分第40号の承認につきましても、今治市誕生による組合の構成団体の減少に伴うものでございまして、愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について専決処分をしたものでございます。

承認第41号専決処分第41号の承認につきましても、今治市の誕生により11の町村が消滅したことに伴うものでございまして、愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について専決処分をしたものでございます。続きまして承認第42号専決処分第42号の承認につきましても、新今治市の誕生に伴うものでございまして、愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う組合規約の変更について専決処分をしたものでございます。

承認第43号専決処分第43号の承認につきましても、新今治市の誕生による11の町村消滅に伴うものでございまして、愛媛県市町村交通災害組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について専決をさせていただいたものでございます。以上でございますよろしくお願いいたします。

申し訳ございません。承認第24号が、すみません、承認第24号専決処分第22号の承認につきまして伊予地区介護認定審査会を組織する地方公共団体の数の増加につきまして専決処分をさせていただいておりますが、これは新砥部町として新たに加えるものでございます。以上。申し訳ございませんでした。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。はい、三谷議員。

○18番（三谷喜好君） 専決で決められておりますが、その中で一つだけ私の考えいいますか、あれを述べてみたいと思いますが、ご案内のように地方自治法の235条の第2項の規定についてお尋ねしてみたいと思います。本来なら私どもの組織をご利用させていただいておること、個人的にはやぶさかでございますし、ありがたく思っておりますが、ご案内のように4月からペイオフ等いろんな問題等の中で、この指定の金融機関は1社のみにすることがベターなのか、町内にいろいろある会社を総合的な中で、いわゆる作っていただいて指定金融にすることもこれもペイオフ対策の一

つになるんじゃないだろうか。そのようなことも考えてお尋ねをいたしておりますが、職務執行者は三好さんでございました。新しくなられた町長、これについてはやはり235条の2項の規定によって、やっぱり従来どおりでいくおつもりなのか、少々考えてみるあれがあるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（田室博志君） 中村町長。

○町長（中村剛志君） この町の指定金融機関でございますが、いま中央農協さんの方になっております。これもいまからもう17、8年前、20年近く前に指定をされたと思います。そういうことでまだあの検討の段階にははいっておりませんが、このことについてはもう少し勉強の時間をいただきたいというふうに思っております。

○議長（田室博志君） 他にないですか。はい。

○8番（樋口泰幸君） 3号もしくは4号、承認の3号、4号、5号のところでちょっと松下課長の説明の中で、数字的にこちらの表と合わないようなところが見受けられたんですが、ちょっともう一度説明してくれませんか。

○議長（田室博志君） はい、松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉君） 失礼します。

ご指摘の点は、専決処分第4号の、失礼しました第3号の国保会計の分だと思っておりますが、私が申しましたのは、事業勘定と直営診療所勘定をトータルした額でございまして、説明が不十分で申し訳ございませんでした。事業勘定が5億1,781万4千円、それから直営診療所勘定が3,720万6千円でございまして、トータルの金額を申しました。専決処分第5号の介護保険事業の暫定予算につきましても、事業勘定が4億3,480万円でございます、介護サービス事業勘定が587万8千円ございまして、トータルの金額でございます。以上でございます。

○議長（田室博志君） 他にないでしょうか。

[質疑なし]

○議長（田室博志君） それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

承認第1号から承認第43号までの43件を一括して採決を行います。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。

よって承認第1号から承認第43号までの専決処分の承認についての43件については原案のとおり承認されました。

~~~~~  
追加日程第44 議案第1号 砥部町人権尊重の町づくり条例
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志君） 追加日程第44、議案第1号砥部町人権尊重の町づくり条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野生涯学習課

長。

○生涯学習課長（大野哲郎君） 砥部町人権尊重の町づくり条例についてご説明申し上げます。議案第1号砥部町人権尊重の町づくり条例を別紙のように制定する。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。提案理由でございますが、町民一人ひとりが、お互いの基本的人権を尊重し、差別や偏見のない明るい住みよい町づくりを実現するため、その指針を定めたいので提案するものです。別紙の条文をご覧ください。第1条は本条例の目的でございます。第1条のみ朗読させていただきます。この条例は、基本的人権を尊重し、あらゆる人権問題を解消していくために、町及び町民の果たす責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、差別のない真に人権が尊重される町づくりを実現することを目的とする。続いて第2条に町の責務、第3条に町民の責務を明記しております。第4条からはその推進方を明記しております。以上で私の説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（田室博志君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第1号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。

よって議案第1号砥部町人権尊重の町づくり条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
追加日程第45 議案第2号 砥部町行財政改革推進委員会設置条例  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志君） 追加日程第45、議案第2号砥部町行財政改革推進委員会設置条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。柳田総務課長。

○総務課長（柳田稷君） 議案第2号について説明をさせていただきます。砥部町行財政改革推進委員会設置条例を別紙のように制定する。別紙をご覧ください。砥部町行財政改革推進委員会設置条例でございますが、第1条で設置につきまして規定をしております、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、砥部町行財政改革推進委員会を設置するものでございます。第2条につきまして、委員会の所掌事項につきまして定めております、町長の諮問に応じて必要な事項を調査検討し、その結果を町長に答申するものでございまして、1号で行財政改革の実施状況の評価及び進捗管理に関する事項。2号でその他行財政改革の推進に関する事項について調査検討す

ることとしております。2項で委員会は、前項に規定する事務を処理するほか行財政改革の推進に関する重要事項について、町長に意見を述べることができるというふうに定めております。第3条で組織につきまして定めておりまして、委員会は15人以内の委員で組織をすることとしております2項で委員には、次に掲げるもののうちから町長が委嘱するというので、1号各種団体の推薦するもの。2号識見を有するもの。3号その他町長が適当と認めるものというふうに定めております。第4条につきましては、任期について定めておりまして、2年としております。第5条で会長について定めておりまして、委員会に会長をおき、その会長は委員の互選によって定めることとなっております。第6条で会議につきまして、規定をしておりまして、会議は会長が招集し、その議長となるというふうに定めております。そのページの裏面をご覧ください。第7条では意見の聴取について規定をしておりまして、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができるというふうに定めております。第8条で庶務については、総務課において処理することを規定しております。第9条で報酬及び費用弁償につきましては、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を適用することとしております。第10条で委任につきましては、その条例に定めるほか、委員会に必要な事項は、町長が別に定めるものでございます。附則。この条例は、公布の日から施行する。提案理由でございますが、基礎的地方自治体の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、本町においても1月1日に合併をしたところであるが、長引く不況による税収の落ち込みや三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止縮減及び地方交付税の抑制等により歳入が落ち込む中で、今後の本町の財政状況は推測不可能な状況にあります。このような状況を克服し、今後ますます進む少子高齢化の時代に、これまでと同様の町政運営を維持していくためには、従来の発想を転換し、その行政システムを持続可能なものに変えていかなければなりません。それには現行のシステムを抜本的に見直し、大胆な行革を断行する必要があります。そこで、合併後の行財政改革大綱を策定するにあたり、その諮問機関として設置をするものでございます。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。はい、玉井君。

○17番（玉井啓補君） 1点だけお尋ねいたします。この3条で委員は15人以内で組織するというのでございますが、中身で各種団体の推薦する者、識見を有する者、その他町長が適当と認める者と3項目ありますが、その他町長が適当と認める者の中に、議会議員が含まれておるのかどうかを1点だけお尋ねいたします。

○議長（田室博志君） はい、柳田総務課長。

○総務課長（柳田穂君） ただいまの玉井議員さんのご質問にお答えをいたしますが、特にあの議会議員さんという形での指定はしておりませんが、議会議員さんもこの委員さんとして、町長が必要と認める場合は委員として委嘱することがあるというふうにご理解いただいたらと思います。

○議長（田室博志君） 他にありませんか。

[質疑なし]

○議長（田室博志君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第2号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。

よって議案第2号砥部町行財政改革推進委員会設置条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
追加日程第46 議案第3号 砥部町政治倫理確立のための長の資産等の
公開に関する条例

（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志君） 追加日程第46、議案第3号砥部町政治倫理確立のための長の資産等の公開に関する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。柳田総務課長。

○総務課長（柳田稜君） 議案第3号について説明をさせていただきます。砥部町政治倫理確立のための長の資産等の公開に関する条例を別紙のように制定する。別紙をご覧ください。本条例につきましては、第1条で趣旨について定めておりますが、上位法の第7条の規定に基づいて必要な条項を定めたものでございます。第2条では、資産等報告書等の作成につきまして、町長は任期開始の日から起算して100日を経過する日までに、資産等の報告書を作成しなければならないというふうに定めております。その内容は1号から次のページの10号までございまして、土地、建物所有を目的とする地上権又は土地の賃借権。あるいは建物所在、それから床面積、固定資産税の課税標準額及び相続により取得した場合はその旨。4号では預金、貯金及び郵便貯金。それから預金、貯金及び郵便貯金の額。5号で金銭信託、金銭信託の元本の額。6号では有価証券、その種類及び種類ごとの額面金額の総額。7号で自動車、船舶、飛行機及び美術工芸品。ただし100万を超えるもの、その種類及び数量。8号ではゴルフの利用に関する権利、あるいはゴルフ場の名称。9号で貸付金、貸付金の額。それから10号で借入金、借入金の額。といったことを報告しなければならないことになっております。2項では任期開始の日以後、毎年新たに有することになった資産にあつては12月31日において有するものについて翌年の4月1日から4月30日までの間に作成しなければならないというふうに定められております。第3条では所得等報告書の作成義務についてうたっております。その内容につきましては、1号で前年分の取得について同年分の所得税が課される場合においては当該所得に係る次に掲げる金額ということで、アの総所得金額及び山林所得金額に係る各種所得の金額。イで租税特別措置法の規定により、他の所得と区分して計算された所得の金額であつ

て規則で定めるもの。それから2号では、前年中において贈与により取得した財産について報告義務がございます。それから関連会社と報告書の作成ということで第4条で規定をしております。第5条では、資産と報告書等の保存及び閲覧ということで何人も、2項で、何人も町長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書等を閲覧請求することができるというふうに定めております。第6条につきましては、委任について定めております。附則で、この条例は、公布の日から施行すると規定するものがございます。提案理由でございますが、政治倫理の確立のため国会議員の資産等の公開に関する法律第7条の規定に基づき、町長の資産等の公開に関し、国会議員の資産等の公開の措置に準じて必要な措置を講じるため条例を制定するものがございます。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（田室博志君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第3号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第3号砥部町政治倫理の確立のための長の資産等の公開に関する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
追加日程第47 議案第4号 砥部町総合計画審議会条例  
(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志君） 追加日程第47、議案第4号砥部町総合計画審議会条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田企画課長。

○企画課長（藤田正純君） 議案第4号につきましてご説明申し上げます。砥部町総合計画審議会条例の制定につきまして、砥部町総合計画審議会条例を別紙のように制定する。別紙をご覧ください。砥部町総合計画審議会条例。設置。第1条でございますが、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、砥部町総合計画審議会を置く。第2条では所管事務。第3条では組織をうっております。委員さんにつきましては20名以内をもって組織をいたします。第4条で任期でございますが、審議が終了した時に解任されるものとします。第5条で会長及び副会長を置くとなっております。第6条で会議でございますが、審議会は会長が招集する。第7条でございますが、報酬及び費用弁償につきましては砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによります。第8条は庶務でございますが、企画課において処理をします。第9条、委任でございますが、町長が必要と認めるときには、

審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定めるとなっております。附則、この条例は、平成17年4月1日から施行する。提案理由でございますが、地方自治法第138条の4第3項の規定により、普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができるとされており、合併に伴い総合計画を策定するにあたり、その諮問機関として砥部町総合計画審議会を設置するものであります。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。はい、4番土居美智子議員。

○4番（土居美智子君） この中で、第3条で審議会は委員20名以内をもって組織し、町長が任命するとあります。この任命ということなんですが、一般の町民、住民の方に対して、応募する、公募するということは頭はないでしょうか。また、議員の中からも入れていくという考えがあるでしょうか。質問いたします。

○議長（田室博志君） 藤田企画課長。

○企画課長（藤田正純君） ただいまの土居議員さんのご質問でございますが、審議会の委員につきましては、公募につきましてはご検討をさせていただきます。議員さんにつきましては、いままでは議長さん、副議長さん、各委員長さんに就任をさせていただいております。以上でございます。

○議長（田室博志君） 他にありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（田室博志君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第4号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。

よって議案第4号砥部町総合計画審議会条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
追加日程第48 議案第5号 砥部町教科書選定委員会条例

（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志君） 追加日程第48、議案第5号砥部町教科書選定委員会条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大西学校教育課長。

○学校教育課長（大西潤君） 議案第5号砥部町教科書選定委員会条例についてご説明申し上げます。砥部町教科書選定委員会条例を別紙のように制定するものであります。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。提案理由につきましては、砥部町立の学校で使用する教科書の採択を円滑に行うため、教科書選定委員会の設置を

提案するものであります。次のページをご覧ください。砥部町教科書選定委員会条例の主な点についてご説明いたします。この条例の趣旨につきましては、第1条において教育関係の法律に基づき砥部町立の学校で使用する教科書について伊予地区における共同採択を公正かつ適正に行うために必要な事項を定めるものとしています。次に選定委員会の設置につきまして、第2条第1項におきまして、教科書の採択を円滑に行うため教科書選定委員会を設置すると定め、同条第2項においては教科ごとに教科書調査部会を設置することを定めています。選定委員会の組織につきましては、第4条第1項におきまして20人以内の委員で組織すると定め、同条第2項では学識経験を有する者、関係教育機関の職員、関係行政機関の職員、学齢にある児童生徒の保護者のうちから教育委員会が委嘱すると定めています。次のページをご覧ください。選定委員会の庶務でございますが、第9条におきまして学校教育課において処理すると定めております。委員報酬等につきましては第10条において定めています。この条例につきましては、平成17年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（田室博志君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第5号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第5号砥部町教科書選定委員会条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
追加日程第49 議案第6号 砥部町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例

(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志君） 追加日程第49、議案第6号砥部町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大内農林課長。

○農林課長（大内久利君） 議案第6号砥部町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例についてご説明を申し上げます。砥部町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例を別紙のように制定する。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。提案理由は、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、農業委員会の選挙による委員の定数を条例で定めるにあたり、提案するものであります。別紙をお願いします。砥部町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例。第1条、

この条例は、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、砥部町農業委員会の選挙による委員の定数に関する事項を定めるものとする。第2条、農業委員会の選挙による委員の定数は13人とする。附則。この条例は、平成17年7月20日から施行する。以上でございます。よろしくご審議の程お願いします。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（田室博志君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第6号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第6号砥部町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
追加日程第50 議案第7号 砥部町税条例の一部を改正する条例

(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志君） 追加日程第50、議案第7号砥部町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田税務課長。

○税務課長（相田由紀夫君） 失礼します。議案第7号砥部町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。砥部町税条例、平成17年条例第54号の一部を次のように改正する。第54条、これこのことにつきましては、固定資産税の納税義務者等についてでございます。続いて72条中ということでございますが、固定資産税を申告しなかった者について追徴金を徴収するという項目でございます。この条例を平成17年3月7日から施行する。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。提案理由でございますが、不動産登記法の改正によりまして、改正施行によりまして土地登記簿及び建物登記簿等の名称が登記簿に改められたものでございます。このことに伴う、関係法律の整備等に関する法律が平成17年3月7日から施行されますので、条例を改正するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（田室博志君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第7号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第7号砥部町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
追加日程第51 議案第8号 砥部町の特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志君） 追加日程第51、議案第8号砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。柳田総務課長。

○総務課長（柳田稜君） 議案第8号砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。図書館協議会委員の下に教科書選定委員ということで、1回あたり6千円を追加をしたものでございます。附則。この条例は平成17年4月1日から施行する。提案理由でございますが、先程議案第5号でご議決いただきました砥部町教科書選定委員会委員に対し、報酬及び費用弁償を支給するため提案をするものでございます。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（田室博志君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第8号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第8号砥部町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
追加日程第52 議案第9号 愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共

- 団体の数の減少について
- 追加日程第 5 3 議案第 10 号 愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
- 追加日程第 5 4 議案第 11 号 愛媛県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 追加日程第 5 5 議案第 12 号 愛媛県自治会館管理組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
- 追加日程第 5 6 議案第 13 号 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について
- 追加日程第 5 7 議案第 14 号 愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
- 追加日程第 5 8 議案第 15 号 愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同規約の変更について
- 追加日程第 5 9 議案第 16 号 愛媛県市町村交通災害共済組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について
- 追加日程第 6 0 議案第 17 号 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 追加日程第 6 1 議案第 18 号 愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分について

(提案理由の一括説明、質疑、討論、一括採決)

○議長（田室博志君） 追加日程第 5 2 議案第 9 号から追加日程第 6 1 議案第 1 8 号までの合併に伴う市町村等が組織する組合に関する 1 0 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。柳田総務課長。

○総務課長（柳田稷君） それでは議案第 9 号から議案第 1 8 号まで一括して説明をさせていただきます。いずれも提案理由が八幡浜市と保内町の市町村合併に伴い、地方自治法第 2 9 0 条の規定により提案するものでございます。まず、議案第 9 号でございますが、愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少につきましてご承認をいただくものでございます。続きまして議案第 1 0 号でございますが、愛媛県市町村職員退職手当組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分についてご議決をいただくものでございます。次の議案第 1 1 号につきましては、愛媛県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてご議決をいただくものでございます。続きまして議案第 1 2 号でございますが、愛媛県自治会館管理組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分についてご審議を賜るものでございます。続きまして、議案第 1 3 号でございますが、愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更につきましてご審議を賜りご議決をお願いいたします。続きまして議案第 1 4 号でございますが、愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分につきまして提案をさせていただくものでございます。続きまして議案第 1 5 号でございますが、愛媛県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び

組合規約の変更についてお願いをするものでございます。続きまして議案第16号では、愛媛県市町村交通災害共済組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分についてお願いをするものでございます。議案第17号につきましては、愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少についてお願いをするものでございます。議案第18号愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合からの構成団体の脱退に伴う財産処分につきましてお願いをするものでございます。以上、平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（田室博志君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第9号から議案第18号までの合併に伴う市町村等が組織する組合に関する10件を一括して採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第9号から議案第18号までの合併に伴う市町村等が組織する組合に関する10件については、原案のとおり可決されました。ここでしばらく休憩をいたします。再開は午前10時20分の予定です。

午前10時03分 休憩

午前10時18分 再開

~~~~~

追加日程第62 議案第19号 工事請負契約の変更契約の締結について

追加日程第63 議案第20号 工事請負契約の変更契約の締結について

(提案理由の説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志君） 再会します。追加日程第62、議案第19号工事請負契約の変更契約の締結について及び追加日程第63、議案第20号工事請負契約の変更契約の締結についてを一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹君） 議案第19号、議案第20号についてご説明申し上げます。議案第19号工事請負契約の変更契約の締結についてご説明申し上げます。次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。1. 工事名 総津地区（H16その1補助分）農業集落排水工事。2. 施行個所 砥部町総津。3. 履行期限 平成17年2月28日。4. 変更履行期限 平

成17年3月25日。5. 変更請負額、請負金額、5,739万円。6. 今回変更による減額 141万円。7. 請負業者 砥部町玉谷411番地 末広工業株式会社 代表取締役 松永務。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。提案理由でございますが、総津地区、H16その1補助分の農業集落排水工事請負契約の変更契約を締結をいたしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。続きまして、議案第20号工事請負契約の変更契約の締結についてご説明申し上げます。次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。1. 工事名 総津地区(H16その2補助分)農業集落排水工事。2. 施行個所 砥部町総津。3. 履行期限 平成17年3月25日。4. 変更請負金額、4,981万円。5. 今回変更による増額 424万9千円。6. 請負業者 伊予市米湊810番地1。泉建設株式会社 代表取締役 泉正紀。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。提案理由でございますが、総津地区、H16その2補助分の農業集落排水工事請負契約の変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田室博志君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。18番、三谷喜好君。

○18番(三谷喜好君) これ私どもの委員会にもあれすることでございますし、前回の説明でお尋ねをしたんですけど、この時期に工事請負契約の変更をするということ時点、まー、若干の疑問をもっておりましたんですが、この変更の期限が3月25日までにされたということは、この件については、もう一度、私どもも現場を見るなり、十分な理解を得てでない、どうも賛成しがたい部分もございまして。そこらあたりを、若干猶予をいただけるようなご配慮ができないものか。あるいはこれ私一人の考えかもしれませんが、そこらをおはかりを願うとともに、なお、広田地区の議員さんが説明ができるようございまして、併せてご説明もいただければ幸せでございます。以上。

○議長(田室博志君) いまの問題に関してでしょうか。東岡下水道課長。

○下水道課長(東岡秀樹君) 三谷議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。先般の議員懇談会でご説明をさせていただきましたように、ちょうど、まず、議案第19号の工事請負契約でございますが、これは第1工区でございまして、工事の区間内に、先般ご説明をさせていただきましたように県道総津中野川線がございまして、その区間内の109メートルが台風によりまして、決壊をいたしたというふうなことで工事ができなくなったということでございます。それとあと、先般、工事区域内に岩石があるということがわかりまして、その部分を設計変更をするというふうなことで工期の延長を2月28日から25日にさせていただきたいということと、いま申し上げました二つの理由に基づきまして設計変更の内容を検討いたしました結果、141万円の減額となったものでございます。それと議案第20号でございますが、この変更理由につきましても、当初、国の方の16年度の事業費が国庫補助の内示額を全体で満たしていないというふうなことで17年度の工事区間を約60数メートル前倒し

をさしていただきまして、管渠の延長をいたしまして、工事の早期完成を図らせて  
いただきたいということで、今回、お願いをいたしましたものでございますので、よろし  
くご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志君） これでよろしいでしょうか。13番、中島博志君。

○13番（中島博志君） ただいま、変更理由の説明がございましたが、先程もご意  
見がありましたように広田地区からの議員さんのご意見という内容の、ありましたが、  
そういう中で、私としては変更理由につきまして、内容についても十分に認識をして  
おりません。そういう意味を勘案しまして、やはり砥部の議員さん各位に現場確認と  
合わせまして、進捗状況を見ていただくことがこの事業を円滑に進めていく上で大事  
なことだと考えております。その上でのご承認をいただきたいと考えております。

○議長（田室博志君） しばらく休憩をします。

午前10時27分 休憩

午後 1時41分 再開

○議長（田室博志君） それでは再開をします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（田室博志君） 質疑なしと認めます。

討論、採決については1件ずつ行います。議案第19号工事請負契約の変更契約の  
締結について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第19号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議あり  
ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第19号工事請負契約の変  
更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議案第20号工事請負契約の変更契約の締結について討論を行います。討論はあり  
ませんか。

〔討論なし〕

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第20号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議あり  
ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第20号工事請負契約の変  
更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

追加日程第64 議案第21号 平成16年度砥部町一般会計当初予算

追加日程第65 議案第22号 平成16年度砥部町国民健康保険事業特別会計

当初予算

追加日程第66	議案第23号	平成16年度砥部町老人保健特別会計当初予算
追加日程第67	議案第24号	平成16年度砥部町介護保険事業特別会計当初 予算
追加日程第68	議案第25号	平成16年度砥部町梅野奨学資金特別会計当初 予算
追加日程第69	議案第26号	平成16年度砥部町奨学資金特別会計当初予算
追加日程第70	議案第27号	平成16年度砥部町とべの館特別会計当初予算
追加日程第71	議案第28号	平成16年度砥部町とべ温泉特別会計当初予算
追加日程第72	議案第29号	平成16年度砥部町土地取得特別会計当初予算
追加日程第73	議案第30号	平成16年度砥部町農業集落排水特別会計当初 予算
追加日程第74	議案第31号	平成16年度砥部町浄化槽特別会計当初予算
追加日程第75	議案第32号	平成16年度砥部町水道事業会計当初予算

(提案理由の一括説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志君） 追加日程第64議案第21号から追加日程第75号議案第32号までの平成16年度当初予算に関する12件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉君） 平成16年度砥部町一般会計予算についてご説明いたします。お手元の一般会計予算書をお願いいたします。表紙をめくっていただきまして、議案第21号平成16年度砥部町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億590万円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる事項は、次のとおりと定める。(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志です。今回の予算は、17年1月から3月までの3カ月間の予算となります。原則としまして、旧町村で予算化されていたもので、16年12月までに執行していない残予算をそれぞれが持ち寄る形で作成しております。12月までに契約済みであったり、工事が終わっておりまして、支払が終わっていないものは計上をしております。また、人件費の関係につきましても、人事異動に伴うものは反映されておきませんので、その点お含みおきいただきたいと思っております。1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算。1歳入ですが、1款町税につきましては3億7,295万1千円。2款地方譲与税につきましては6,822万4千円。3款利子割交付金は31万円。4款配当割交

付金は284万円。5款株式等譲渡所得割交付金は250万円。6款地方消費税交付金は3,200万円。7款自動車取得税交付金は740万円。2ページをお願いします。地方交付税は特別交付税を1億2,835万1千円。10款交通安全対策特別交付金は214万7千円。11款分担金及び負担金は7,099万5千円。12款使用料及び手数料は1,951万6千円。13款国庫支出金を3億6,439万5千円。14款県支出金は2億4,158万5千円。15款財産収入は133万9千円。16款寄附金を3千円見込んでおります。17款繰入金は4億2,857万円でございます。19款諸収入につきましては、2億6,347万4千円。最後に町債、20款町債を10億9,930万円予定しております。歳入合計31億590万円でございます。ここで17款繰入金以降について若干説明を加えさせていただきます。30ページをお願いいたします。17款繰入金につきましては、1目財政調整基金繰入金を2億9,400万円。3目町営住宅建設積立基金繰入金を500万円。4目ふるさと創生基金繰入金を1億2,705万円予定しております。それから他会計繰入金として電算システム統合事業に伴う浄化槽特別会計の負担金を252万円予定いたしております。次の19款諸収入についてですが、34ページをお願いします。真中どころの雑入節の1雑入でございますが、2億2,762万6千円等を目が大きくなっております。このうち旧町村決算余剰金として2億2,743万1千円を計上しております。この額が12月末での決算余剰金のうち、今回財源として入れた額です。従来であれば繰越金として取り扱われるわけですが、今回は、この予算が最初の予算となりますので、決算余剰金として雑入にいらしております。なお、この措置につきましては、各特別会計においても同様の措置をとっております。最後に20款町税ですが、町債ですが、10億9,930万と大きくなっております。1目総務債の1節合併推進事業債は合併に伴う電算統合に係るものです。7,420万円借り入れる予定にしております。35ページの4目災害復旧事業債は、昨年の台風災害によるもので、公共土木施設で2,820万、農業用施設で1,290万円としております。6目の借換債につきましては、旧砥部町で平成7年、8年度に借り入れました減税補てん債を当初の借入れ条件に従い一括で借り替えるために再度起債を充てるものです。以上が、歳入の主な内容となっております。次に歳出についてですが、4ページにお戻り下さい。1款議会費が2,114万9千円。2款総務費4億9,365万8千円。3款民生費3億7,518万9千円。4款衛生費2億433万7千円。5款労働費30万円。6款農林水産業費2億7,613万5千円。7款商工費5,660万9千円。8款土木費3億3,117万3千円。9款消防費2,384万7千円。10款教育費2億6,629万1千円。次のページをお願いします。11款災害復旧費1億8,547万円。12款公債費8億6,126万4千円。13款諸支出金47万8千円。予備費として1千万円。歳出合計31億590万円でございます。始めに申しましたように、すでに旧町村でご審議いただいた予算の残分を持ち寄っております。それに災害復旧事業のように必要最低限のものを新規としていらしております。続きまして、債務負担行為についてご説明申し上げます。7ページをお願いします。第2表債務負担行為をご覧ください。債務負担行為は後年度の債務について町が約束をするもので、その設定については議会の議決が必要です。合併により新町になりましたので、いままでの債務

負担行為を引き継ぐこととなります。そういう意味でここに提出するものでございます。県営かんがい事業を含む11件がございます。最後になりますが、8ページをお願いいたします。第3表地方債ですが、先程説明しました16年度借入れ予定の地方債10億9,930万円の起債の目的、起債方法、上限の利率、償還方法等を定めております。以上で一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（田室博志君） 山口住民サービス課長。

○住民サービス課長（山口保子君） それでは議案第22号と議案第23号についてご説明を申し上げます。議案第22号平成16年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。平成16年度砥部町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7,531万8千円、直営診療所施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,132万8千円と定める。事業勘定及び直営診療所施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定1億5千万円、直営診療所施設勘定2千万円と定める。歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。(2)各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。それではまず、事業勘定の方から説明をさせていただきます。1ページの第1表歳入歳出予算でご説明申し上げます。一般会計と同様、この予算につきましても、12月の旧町村の決算以降の残予算について合わせたものでございますが、一部補正をお願いしてあるものもでございます。まず歳入からご説明いたします。1款国民健康保険税ですが、1億2,293万8千円。2款使用料及び手数料、督促手数料4千円。3款国庫支出金1項の国庫負担金では1億7,404万9千円。国庫補助金8,133万7千円。合わせまして2億5,538万6千円。4款の療養給付費交付金1億3,637万7千円。5款1項県負担金411万6千円。6款共同事業交付金474万円。7款財産収入5万1千円。8款繰入金、他会計繰入金、一般会計からの繰入金でございますが、4,969万7千円。10款諸収入、1項の延滞金加算金及び過料の4千円と、次のページの2項預金利子5万1千円、3項雑入195万4千円。合わせまして200万9千円。歳入合計が5億7,531万8千円でございます。続きまして3ページの歳出でございますが、1款の総務費1項の総務管理費、2項徴税费、3項運営協議会費合わせまして650万7千円。2款の保険給付費ですが、1項療養諸費、2項高額療養費、3項出産育児諸費、4項葬祭諸費合わせまして保険給付費で3億9,190万5千円。3款の老人保健拠出金でございますが1億81万5千円。4款介護納付金2,571万6千円。5款共同事業拠出金865万8千円。6款保険事業費572万6千円。7款公債費24万8千円。次のページでございますが、8款の諸支出金1項償還金及び

還付加算金、2項繰出金、合わせまして1,050万5千円。9款予備費は2,523万8千円。歳出の合計が5億7,531万8千円でございます。それでは続きまして施設勘定の説明をさせていただきます。21ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款診療収入1項入院収入、2項外来収入、3項歯科診療収入、4項その他の診療収入、合わせまして2,964万5千円。3款使用料及び手数料1項使用料、2項手数料、合わせまして5万9千円。8款繰入金1項の他会計繰入金で250万円、2項事業勘定繰入金で912万1千円、合わせまして1,162万1千円。10款の諸収入ですが、預金利子、雑入等で3千円。歳入の合計が4,132万8千円でございます。1ページめくっていただきまして22ページでございますが、歳出、1款の総務費1項施設管理費では1,750万2千円。2款医療費1項医療費、2項歯科医療費、3項給食費合わせまして2,382万6千円。歳出の合計が4,132万8千円となります。

続きまして議案第23号、平成16年度砥部町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,788万6千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億5千万円と定める。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。それではこれにつきましても、1ページの歳入からご説明申し上げます。1款の支払基金交付金が3億8,460万5千円。2款国庫支出金、1項国庫負担金、2項国庫補助金合わせまして1億6,979万1千円。3款県支出金1項県負担金で6,267万1千円。4款繰入金1項他会計繰入金4,498万5千円。6款諸収入、1項の延滞金加算金、2項預金利子、3項雑入、合わせまして583万4千円。歳入の合計が6億6,788万6千円でございます。次に2ページでございますが、歳出でございますが、1款総務費、1項の総務管理費、2項趣旨普及費、含めまして225万7千円。2款医療諸費1項医療諸費6億6,437万1千円。3款の公債費24万7千円。4款諸支出金1項償還金1万円。5款予備費で100万1千円。歳出の合計が6億6,788万6千円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（田室博志君） 松村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（松村昇二君） 議案第24号平成16年度砥部町介護保険事業特別会計予算についてご説明させていただきます。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,306万3千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ653万1千円と定める。2 事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定1億円、介護サービス事業勘定200万円と定める。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。それでは事業

勘定から説明させていただきます。1ページをお開き願います。今回の予算につきましては、一般会計同様、12月末の決算の残予算を計上いたしておりますが、一部補正もさせていただきます。それでは歳入からご説明させていただきます。1款介護保険料5,911万3千円を見込んでおります。2款使用料及び手数料1千円。3款国庫支出金は1億4,224万5千円を見込んでおります。4款支払基金交付金1億6,540万8千円を見込んでおります。5款県支出金7,177万1千円を見込んでおります。6財産収入1千円。7款繰入金これにつきましては、1項の一般会計繰入金で1,120万3千円。2項の基金繰入金で1,304万2千円を予定しております。9款諸収入2,027万9千円を見込んでおりますが、次のページをお開き下さい。3項の雑入で12月末に決算をして新町の予算に引き継げる見込み額が2,027万7千円の予定となっております。歳入合計4億8,306万3千円でございます。続きまして歳出でございますが、1款総務費におきましては、1,539万1千円を見込んでおります。2款保険給付費で4億6,173万4千円。1項の介護サービス等諸費で4億4,650万3千円を見込んでおりますが、当初、両町村の当初の議決されました予算に比べまして、約8千万程度サービス料が増加しておりますので、増加いたしております。4款基金積立金479万1千円。5款公債費17万円。6款諸支出金97万7千円。歳出合計4億8,306万3千円となっております。続きまして、介護サービス事業勘定を説明させていただきます。17ページをお願いいたします。歳入でございますが、介護サービス収入といたしまして422万6千円を見込んでおります。2款繰入金、一般会計からの繰入でございますが、230万4千円。4款諸収入千円。歳入合計653万1千円でございます。次のページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費9万1千円。2款サービス事業費644万円。歳出合計653万1千円となっております。これで議案第24号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田室博志君） 大西学校教育課長。

○学校教育課長（大西潤君） 議案第25号平成16年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72万円と定め、款項の区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」によるものです。歳出より説明させていただきます。2ページをご覧ください。1款奨学費1項奨学資金費におきまして72万円で、歳出合計72万円を計上しております。この内訳につきましては16年度給付の残額分でございます。これの財源につきましては1ページの歳入をご覧ください。1款財産収入1項財産運用収入におきまして梅野奨学資金の預金利子の見込み額1千円。そして4款諸収入1項雑入におきまして奨学費の繰越金71万9千円で歳入合計72万円を計上しております。以上で議案第25号の説明を終わります。

続きまして議案第26号をご覧ください。議案第26号平成16年度砥部町奨学資金特別会計予算についてご説明申し上げます。始めにこの会計につきましては、旧広田村において高校生、高等専門学校生、大学生に対して奨学資金を貸与する制度でございまして、旧広田村におきましては、これを特別会計として設置していなかったため、新町におきましては事務処理や管理面等の経理上、他の会計と区分する必要

があるため、今回、特別会計を設置するものでございます。なお奨学金の貸与につきましては、16年度分は交付済みとなっておりますので、基金費の預金利子費等の見込み額を計上しております。従いまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1万2千円と定め、款項の区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」によるものです。

1ページの第1表をご覧ください。1款財産収入1項財産運用収入におきまして、砥部町奨学金の預金利子の見込み額1万円。2款1項寄附金におきまして奨学資金の寄附金の見込み額千円。3款諸収入1項預金利子におきまして運用金の利子の見込み額千円で歳入合計は1万2千円を見込んで計上しております。次のページをご覧ください。歳出でございますが、1款諸支出金1項基金費におきまして、砥部町奨学基金への繰入金1万2千円で歳出合計1万2千円を計上しております。以上で議案第26号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（田室博志君） 西崎商工観光課長。

○商工観光課長（西崎悟君） 議案第27号平成16年度砥部町とべの館特別会計についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,569万4千円と定め、款項の区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。2ページをお願いいたします。1款1項館運営費におきまして館の経営費1,564万9千円。2款1項基金費におきましてとべの館運営基金積立金4万5千円。歳出合計1,569万4千円でございます。この財源につきましては1ページをご覧ください。1款1項売店収入におきまして350万円。2款1項預金利子千円。2項雑入、これは旧町の16年度会計の余剰金等で517万6千円。3款1項財産運用収入1万7千円。4款1項基金繰入金、これは改装経費に充当するもので700万円でございます。歳入合計1,569万4千円を計上しております。以上で議案第27号の説明を終わります。

続きまして、議案第28号平成16年度砥部町とべ温泉特別会計予算についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,773万8千円と定め、款項の区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。2ページをお願いいたします。1款1項温泉運営費におきまして、温泉の経営費1,771万8千円。2款1項基金費におきまして、とべ温泉運営基金積立金2万円。歳出合計1,773万8千円でございます。この財源につきましては、1ページの歳入をご覧ください。1款1項事業収入におきまして、1,521万6千円。2款1項預金利子におきまして運用金の利子千円。同じく2項雑入で旧町の16年度会計からの余剰金等251万7千円。3款1項財産運用収入におきまして、とべ温泉運営基金預金利子4千円で、歳入合計1,773万8千円を計上しております。以上で議案第28号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（田室博志君） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉君） 議案第29号平成16年度砥部町土地取得特別会計予算についてご説明申し上げます。平成16年度砥部町の土地取得特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6万4千円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。1ページをお願いいたします。歳入の方から申し上げます。諸

収入ですが、預金利子見込み額として1千円を上げております。雑入1万3千円ですが、旧町の決算余剰金でございます。2款財産収入財産運用収入として5万円を計上しております。以上、歳入合計6万4千円でございます。2ページをお願いいたします。歳出でございますが、1款公共用地先行取得事業費は1万4千円を計上しておりますが、予算書等の印刷費でございます。2款諸支出金は基金費として5万円を計上しております。基金への積立でございます。以上、第29号議案の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○議長（田室博志君） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹君） 議案第30号平成16年度砥部町農業集落排水特別会計予算についてご説明申し上げます。平成16年度砥部町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,758万1千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は300万円と定める。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。それでは2ページの歳出の方からご説明をさせていただきます。1款事業費1項農業集落排水事業でございます、1億4,027万4千円。これは広田地区、いわゆる玉谷と大内野の地域で現在、供用開始をいたしております処理施設の管理運営費と総津地区で実施いたしております、農業集落排水事業の工事費でございます。2款公債費1項公債費でございますが525万円。3款の予備費につきましては、205万7千円で歳出合計1億4,758万1千円となるものでございます。それでは1ページをお願いいたします。歳出に伴います財源といたしまして、まず、1款使用料及び手数料1項使用料でございますが、これは玉谷、大内野地域の69世帯の1月から3月までの使用料でございます72万1千円でございます。3款国庫支出金で1項国庫補助金でございますが7,245万円、これは総津地区の事業費の国庫補助金でございます。4款県支出金の1項県補助金で2,100万円、これは総津地区で実施いたしております集落排水事業の県補助金でございます。5款繰入金1項他会計繰入金で1,405万6千円ございまして、一般会計からの繰入金でございます。7款諸収入の1項雑入で355万4千円でございますが、これは消費税の還付金と見込んでおるものでございます。8款1項の町債でございますが3,580万円を見込んでおるものでございます。歳入合計1億4,758万1千円となるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志君） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二君） それでは議案第31号平成16年度砥部町浄化槽特別会計予算について説明をさせていただきます。平成16年度砥部町の浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,282万7千円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。1ページをご覧下さい。歳入でございますが、

1 款事業収入 3, 2 4 3 万 8 千円を計上してございます。2 款使用料及び手数料、督促手数料として千円を見込んでおります。3 款財産収入財産運用収入といたしまして預金利子を千円見込んでございます。4 款繰入金基金繰入金千円を見込んでおります。5 款諸収入でございますが、延滞金、加算金及び過料が千円、預金利子が千円、雑入といたしまして、これは原材料費の売却料でございますが、3 8 万 4 千円を見込んでございます。歳入合計が 3, 2 8 2 万 7 千円となっております。続きまして 2 ページですが、歳出です。1 款浄化槽点検管理費でございますが、これは職員の人件費、経常的な経費でございますが、2, 4 5 0 万 8 千円見込んでございます。2 款諸支出金基金費、基金への積立金ですが 2 0 0 万 1 千円見込んでおります。3 款予備費、予備費として 6 3 1 万 8 千円を見込んでおります。歳出合計が 3, 2 8 2 万 7 千円としてございます。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（田室博志君） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則君） 議案第 3 2 号平成 1 6 年度砥部町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。私ども水道事業会計につきましては、企業会計という性格上、3 月分までの収入支出を見込んで計上さしていただいております。第 1 条、平成 1 6 年度砥部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。給水戸数、7, 6 6 0 戸。年間給水量、7 7 万 8, 5 0 0 トン。一日平均給水量 8, 6 5 0 トン。第 3 条収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。内容につきまして、まず収入でございますが、第 1 款上水道事業収益は 9, 4 3 2 万 3 千円で、内訳といたしまして第 1 項営業収益は 9, 4 0 6 万 8 千円でございます。主なものは給水収益、給水工事収益、消火栓等の維持管理費でございます。第 2 項営業外収益は、2 5 万 5 千円で加入金の見込み額でございます。次に第 2 款簡易水道事業収益は 1 6 6 万 2 千円で、内訳といたしまして第 1 項営業収益は 1 6 1 万円、主に給水収益でございます。第 2 項営業外収益の 5 万 2 千円は加入金の見込み額でございます。以上、収入合計は 9, 5 9 8 万 5 千円でございます。次に支出でございますが、第 1 款上水道事業費用は 1 億 7 4 5 万円で、内訳といたしまして、第 1 項営業費用は 7, 3 8 4 万円で水源地及び配水施設等の維持管理費、受託工事費、減価償却費等でございます。第 2 項営業外費用の 3, 2 1 1 万円は企業債の支払利息並びに消費税でございます。第 3 項特別損失の 1 5 0 万円は不納欠損の見込み額でございます。2 ページをお開け下さい。第 2 款簡易水道事業費用は 3 7 8 万 4 千円で、内訳といたしまして第 1 項営業費用は 2 5 3 万 8 千円で万年、広田地区簡易水道の維持管理経費でございます。第 2 項営業外費用の 1 2 4 万 6 千円は、広田地区簡易水道の企業債の支払利息でございます。以上支出合計は 1 億 1, 1 2 3 万 4 千円でございます。今回収益的収支で 1, 5 2 4 万 9 千円の赤字予算となっておりますが、これは 3 月期決算時におきまして、企業債等の支払利息等の払いがございますので、赤字予算となっておりますが、1 2 月決算時期におきまして、4, 4 6 5 万の当年度純利益を育てております。3 月期を通年いたしますと約 3 千万円程度の純利益を見込んでおります。第 4 条資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額は、資本的支出額に対し不足する額、4, 0 3 4 万 6 千円は過年度損益勘定留保資金 4, 0 3 4 万 6 千円で補てんするものとする。まず、収入でございますが、第 1 款上水道

資本的収入は170万1千円で、内訳といたしまして第1項負担金の170万円は消火栓の新設改良に伴う一般会計からの負担金でございます。第2項工事負担金の1千円は見込み額。第2款簡易水道資本的収入第1項負担金の1千円は見込み額でございます。収入合計は170万2千円でございます。次に支出でございますが、第1款上水道資本的支出は4,065万4千円で内訳といたしまして第1項建設改良費は942万円、これの主なものとは国道33号の拡張工事に伴う千足地区の配水管布設替工事、また職員の人件費でございます。第2項企業債償還金は3,123万4千円でございます。第2款簡易水道資本的支出第2項企業債償還金の139万4千円は広田地区簡易水道の企業債償還金でございます。以上、支出合計は4,204万8千円でございます。第5条、一時借入金の限度額は2億円と定める。第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費780万1千円。第7条、たな卸資産購入限度額は、2千万円と定める。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補君） 16年度一般会計予算で馴染みが薄い項目があるので、ちょっとお尋ねいたしたいと思いますが、ページ数でいきますと47ページの15の地域情報化推進費の中に19の負担金補助及び交付金、新世代地域ケーブルというのがございますが、これ広田村ののでしょうか。そこ、もう少し詳しく説明いただいたらと思います。

それともう1点ですが、81ページの、あつ、ごめん80ページの15の区分、節の15の工事請負費の建設工事の中でごみ固形燃料化施設設備追加工事というのが載っているようなんですが、この点も詳しくちょっと説明いただいたらと思います。以上。

○議長（田室博志君） 藤田企画課長。

○企画課長（藤田正純君） ただいま玉井議員さんのご質問のございました、47ページの15目の地域情報化推進費の中で、19の負担金補助及び交付金、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費の補助金でございますが、これはあの愛媛CATVが行っておりますケーブルテレビの補助金でございます。砥部小校区、宮内小校区で工事を行った分の工事に対する補助金でございます。以上でございます。

○議長（田室博志君） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二君） 失礼いたします。玉井議員さんよりご質問がございました、80ページごみ固形燃料化施設設備追加工事でございますが、これにつきましては、RDFの改良工事でございます。三重県でRDF施設のあーいう事故がございまして、そういう関係で、砥部町のRDFの施設につきましても、破碎機、維持破碎機のところに一応あの爆風の逃がし口を取り付ける工事を、国庫補助事業で行うもので、予算化したものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（田室博志君） 17番玉井啓補君。

○17番（玉井啓補君） ケーブルテレビの補助金というようなことで説明があったんですが、これ、ずっと初めの記憶がないんですが、初めの時いよいよ補助金というのが単価が少なかったんですが、順々にあがって1,700万円というような膨大な単価でございますが、その経過を、なんでこんなに、このように補助金、交付金が増えたのかちょっと説明していただいたらと思います。

○議長（田室博志君） 藤田企画課長。

○企画課長（藤田正純君） ただいまの玉井議員さんのご質問にお答えをいたします。このケーブルテレビにつきましては、16年度に砥部、宮内小学校区、で17年度に麻生小校区を整備するものでございまして、この16年度で計画をいたしております整備工事に対しまして、事業費が1億3,800万ぐらいの事業費になるわけでございますが、これのうち8分の1の、を町が助成するものでございます。また、この愛媛CATVにつきましては、第3セクターとして町も出資をいたしておる会社でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（田室博志君） はい、17番玉井啓補君。

○17番（玉井啓補君） 記憶が少なく、一番初め16年度ですか、15年度かしらんに提案があった時は、5という数字は覚えておるんですが、ちょっとピンとこん。500万円というようなことと記憶しかないんですが、これは来年度砥部町の麻生校区の方についてもやっぱり8分の1の補助というのはちょっと私の聞き間違い、記憶がないんですが、こういうようなことを契約されたということで、今年度砥部、宮内やって、来年度は麻生校区ですが、それについても8分の1の負担金をだすということですか。

○議長（田室博志君） 藤田企画課長。

○企画課長（藤田正純君） ただいまの玉井啓補議員さんのご質問でございますが、麻生小校区につきましても同じ率になります。その場合、麻生小校区で市街化区域につきましても同じく8分の1になりますが、市街化調整区域につきましても、8分の2という予定でございます。これにつきましては、調整区域につきましても世帯が散在しておる関係で工事費がかなり掛かるということでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（田室博志君） 他にないですか。

[質疑なし]

○議長（田室博志君） それでは質疑を終わります。

討論、採決については1件ずつ行います。議案第21号平成16年度砥部町一般会計当初予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第21号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第21号平成16年度砥部町一般会計当初予算については、原案のとおり可決されました。

議案第22号平成16年度砥部町国民健康保険事業特別会計当初予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第22号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第22号平成16年度砥部町国民健康保険事業特別会計当初予算については、原案のとおり可決されました。

議案第23号平成16年度砥部町老人保健特別会計当初予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第23号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第23号平成16年度砥部町老人保健特別会計当初予算については、原案のとおり可決されました。

議案第24号平成16年度砥部町介護保険事業特別会計当初予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第24号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第24号平成16年度砥部町介護保険事業特別会計当初予算については、原案のとおり可決されました。

議案第25号平成16年度砥部町梅野奨学資金特別会計当初予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第25号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第25号平成16年度砥部町梅野奨学資金特別会計当初予算については、原案のとおり可決されました。

議案第26号平成16年度砥部町奨学資金特別会計当初予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第26号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第26号平成16年度砥部町奨学資金特別会計当初予算については、原案のとおり可決されました。

議案第27号平成16年度砥部町とべの館特別会計当初予算について討論を行います。討論はありませんか。

【討論なし】

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第27号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第27号平成16年度砥部町とべの館特別会計当初予算については、原案のとおり可決されました。

議案第28号平成16年度砥部町とべ温泉特別会計当初予算について討論を行います。討論はありませんか。

【討論なし】

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第28号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第28号平成16年度砥部町とべ温泉特別会計当初予算については、原案のとおり可決されました。

議案第29号平成16年度砥部町土地取得特別会計当初予算について討論を行います。討論はありませんか。

【討論なし】

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第29号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第29号平成16年度砥部町土地取得特別会計当初予算については、原案のとおり可決されました。

議案第30号平成16年度砥部町農業集落排水特別会計当初予算について討論を行います。討論はありませんか。

【討論なし】

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第30号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第30号平成16年度砥部

町農業集落排水特別会計当初予算については、原案のとおり可決されました。

議案第31号平成16年度砥部町浄化槽特別会計当初予算について討論を行います。討論はありませんか。17番玉井議員さん。

○17番（玉井啓補君） 質問。

○議長（田室博志君） 討論です、質問は先程終わりました。

○17番（玉井啓補君） 一括だったんですか。ほなら3回しか言えん制約があるんですが、これ全部ひっくるめての3回の質問しかないということですか。各項目で採決になったら。

○議長（田室博志君） あの、先程申し上げましたように一括で質問を受けております。そういったことで、質問回数については、一括ですから。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第31号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第31号平成16年度砥部町浄化槽特別会計当初予算については、原案のとおり可決されました。

議案第32号平成16年度砥部町水道事業会計当初予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

議案第32号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議案第32号平成16年度砥部町水道事業会計当初予算については、原案のとおり可決されました。ここでしばらく休憩をいたします。休憩時間を利用して全員協議会を開催いたします。

午後 2時45分 休憩

午後 3時43分 再開

~~~~~  
追加日程第76 同意第1号 砥部町監査委員の選任について  
(提出者の説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志君） それでは再開します。同意第1号から同意第11号までの11件について、差し替えをお願いします。

追加日程第76、同意第1号砥部町監査委員の選任についてを議題とします。提出者の説明を求めます。はい、中村町長。

○町長（中村剛志君） 同意第1号砥部町監査委員の選任について。次の者を砥部町監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196

条第1項の規定により、議会の同意を求める。住所、伊予郡砥部町高尾田1173番地23。氏名、大西容介。生年月日、昭和24年1月10日。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。よろしくをお願いします。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

【「質疑なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

【「討論なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

同意第1号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって同意第1号砥部町監査委員の選任については同意することに決定しました。

~~~~~  
追加日程第77 同意第2号 砥部町監査委員の選任について
(提出者の説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志君） 追加日程第77、同意第2号砥部町監査委員の選任についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により山本典男君の退場を求めます。

【山本典男君退場】

提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志君） 同意第2号砥部町監査委員の選任について。次の者を砥部町監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。住所、伊予郡砥部町大南741番地。氏名、山本典男。生年月日、昭和20年10月6日。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。よろしくをお願いします。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

【「質疑なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

【「討論なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

同意第2号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって同意第2号砥部町監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

[山本典男君入場]

~~~~~  
追加日程第78 同意第3号 砥部町教育委員会委員の任命について  
追加日程第79 同意第4号 砥部町教育委員会委員の任命について  
追加日程第80 同意第5号 砥部町教育委員会委員の任命について  
追加日程第81 同意第6号 砥部町教育委員会委員の任命について  
追加日程第82 同意第7号 砥部町教育委員会委員の任命について  
(提出者の説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志君） 追加日程第78、同意第3号から追加日程第82、同意第7号までの砥部町教育委員会委員の任命について5件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。はい、中村町長。

○町長（中村剛志君） 同意第3号から第7号の砥部町教育委員会委員の任命について。次の者を砥部町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。住所、伊予郡砥部町麻生254番地。氏名、佐野弘明。生年月日、昭和22年3月28日。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。

第4号、砥部町教育委員会委員の任命について。次の者を砥部町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。住所、伊予郡砥部町総津159番地2。氏名、中田直子。生年月日、昭和23年9月16日。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。

同意第5号、砥部町教育委員会委員の任命について。次の者を砥部町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。住所、伊予郡砥部町北川毛843番地。氏名、射場泰。生年月日、昭和13年9月9日。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。

同意第6号、砥部町教育委員会委員の任命について。次の者を砥部町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。住所、伊予郡砥部町麻生76番地。氏名、柳田尚。生年月日、昭和12年10月7日。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。

同意第7号、砥部町教育委員会委員の任命について。次の者を砥部町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。住所、伊予郡砥部町宮内1885番地99。氏名、高野忠夫。生年月日、昭和2年4月1日。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。以上、よろしくお願ひします。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

【「質疑なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

同意第3号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって同意第3号砥部町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

同意第4号の採決を行います。もとい、同意第4号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって同意第4号砥部町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

同意第5号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって同意第5号砥部町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

同意第6号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって同意第6号砥部町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

同意第7号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって同意第7号砥部町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

~~~~~

追加日程第83 同意第8号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第84 同意第9号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第85 同意第10号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

追加日程第86 同意第11号 砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

（提出者の説明、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志君） 追加日程第83、同意第8号から追加日程第86、同意第11号までの砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について4件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。はい、中村町長。

○町長（中村剛志君） 同意第8号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任につい

て。次の者を砥部町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。住所、伊予郡砥部町大南465番地。氏名、山田一成。生年月日、昭和7年2月1日。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。

同意第9号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を砥部町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。住所、伊予郡砥部町高市1660番地。氏名、亀松岩雄。生年月日、昭和13年12月15日。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。

同意第10号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を砥部町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。住所、伊予郡砥部町三角115番地2。氏名、渡邊操。生年月日、昭和13年8月18日。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。

同意第11号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を砥部町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。住所、伊予郡砥部町大角蔵103番地。氏名、竹内信也。生年月日、昭和15年8月30日。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

【「質疑なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

【「討論なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

同意第8号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって同意第8号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

同意第9号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって同意第9号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

同意第10号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって同意第10号砥部町固定資産評

価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

同意第11号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって同意第11号砥部町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。ここで暫時休憩をいたします。休憩時間を利用して、全員協議会を開きます。

午後 3時57分 休憩

午後 4時33分 再開

~~~~~  
追加日程第87 同意第12号 砥部町助役の選任について  
(提出者の説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志君） 追加日程第87、同意第12号砥部町助役の選任についてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志君） 同意第12号砥部町助役の選任について。次の者を砥部町助役に選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。住所、伊予郡砥部町高尾田651番地1。氏名、柳田穂。生年月日、昭和20年12月16日。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

同意第12号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって同意第12号砥部町助役の選任については、同意することに決定しました。

~~~~~  
追加日程第88 同意第13号 砥部町収入役の選任について
(提出者の説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志君） 追加日程第88、同意第13号砥部町収入役の選任についてを議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志君） 同意第13号砥部町収入役の選任について。次の者を砥部町収入役に選任することについて、地方自治法第168条第7項の規定により、議会の

同意を求める。住所、伊予郡砥部町万年610番地。氏名、佐川秀紀。生年月日、昭和25年4月1日。平成17年2月16日提出。砥部町長 中村剛志。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

【「質疑なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

【「討論なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

同意第13号の採決を行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって同意第13号砥部町収入役の選任については、同意することに決定しました。それでは柳田助役就任のご挨拶をお願いいたします。

○助役（柳田稷君） 一言ご挨拶を申し上げます。ただいまは、中村町長のご推挙をいただき、そして議員の皆様のご温かく、そしてご寛大なご配慮をいただきまして、砥部町助役という重責を勤めさせていただくことになりましたことは誠に光栄であり、心から感謝を申し上げます。先輩助役の顔ぶれを見ましても、私ごときが到底及ぶものでもなく、またその器でもないことを自覚しておりますが、わが町砥部町の反映を願う気持ちは皆様と同じように強くもっております。これからは町長を助けるという役目を認識し、厳しい財政状況の中で、行財政改革、そのための職員の意識改革を目指して、微力ではありますが、一生懸命勤めさせていただきます。どうか今後とも、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田室博志君） それでは佐川収入役就任のご挨拶をお願いいたします。

○収入役（佐川秀紀君） ただいまは、収入役という要職に選任をさしていただきまして、誠に光栄に存じております。私もとより浅学非才でございまして、その器でないことは十分認識しておりますけれども、選ばれました以上、誠心誠意努めてまいり所存でございますので、今後とも議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

~~~~~

### 追加日程第89 砥部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（田室博志君） 追加日程第89、砥部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行う

ことに決定しました。

おはかりします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定しました。選挙管理委員会委員には、岡田正勝君、大野文一君、門田厚君、米田健一君。以上の方を指名します。

おはかりします。ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました岡田正勝君、大野文一君、門田厚君、米田健一君。以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

選挙管理委員会委員補充員には、次の方を指名します。宇津見レイ子君、嶋田忠利君、矢野省喜君、大城戸徳雄君。以上の方を指名します。

おはかりします。ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、宇津見レイ子君、嶋田忠利君、矢野省喜君、大城戸徳雄君。以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

~~~~~  
追加日程第90 砥部町農業委員会委員の推薦について

○議長（田室博志君） 追加日程第90、砥部町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

おはかりします。議会推薦の農業委員は2人とし、白形洋君、相原利雄君。以上の方を推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって議会推薦の農業委員は2人とし、白形洋君、相原利雄君。以上の方を推進することに決定しました。

~~~~~  
追加日程第91 発議第5号 砥部町長の専決事項の指定について  
(趣旨説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志君） 追加日程第91、発議第5号砥部町長の専決事項の指定についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。中島博志君。

○13番（中島博志君） 発議第5号、砥部町長の専決事項の指定について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成17年2月16日。提出者 砥部町議会議員 中島博志。賛成者 砥部町議会議員 平

岡文男。賛成者 砥部町議会議員 山本典男。提案理由の説明を申し上げます。市町村等で組織する組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、組合規約を変更し、又は財産処分をしようとするときは、関係地方公共団体の議会の議決を要する協議によりこれを定めなければならないが、合併に伴う同様の議案が多数提出されると予測されるため、町議会の議決がなくても町議会の委任により町長が専決処分できるよう提案するものであります。以上で終わります。

○議長（田室博志君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

【「質疑なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

【「討論なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 討論なしと認めます。

発議第5号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって発議第5号砥部町長の専決事項の指定については、原案のとおり可決されました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長のごあいさつをお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志君） 閉会にあたり一言お礼を申し上げます。本臨時会において、新しく正副議長さんが誕生いたしました。そして委員会の体制も整えられ、いよいよとべ丸が本格的に出航できますことは、私にとりまして大変ありがたく、心強く感じると同時に、田室博志議長、中島博志副議長のご就任を心からお祝い申し上げます。これからの地方自治は、地方分権という大きい課題の基で、財政問題や少子高齢化や情報化、環境問題、国際化など多くの課題に直面しておりますが、これらを一つひとつ解決する上で、なによりも旧広田村と砥部町がひと時も早く、身も心も一体化し、一つの町として正しく機能する事がなにより大切であると考えております。どうか議員の皆様のご今後一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます。また提案をしておりました案件につきご審議も賜り、全議案のご承認をいただきまして、誠にありがとうございました。平成17年もスタートしたところであります。いま、抱えております、数多くの課題を議員の皆様と共に協力しながら解決してまいりたいと思っておりますのでよ

ろしくお願い申し上げます。椿祭りを向かえ、次第に春めいてくると思いますが、まだまだ厳しい寒さが続くと思います。お体には十分気を付けられ、お元氣でご活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶ならびにお礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田室博志君） 以上をもって、平成17年第1回砥部町議会臨時会を閉会いたします。

午後 4時46分 閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためここに署名する。

砥部町議会臨時議長

砥部町議会議長

議員

議員